

千葉県告示第224号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により告示します。

平成26年3月24日

千葉市長 熊谷俊人

1 形質変更時要届出区域

千葉市中央区川崎町2-18の一部、3-2の一部、3-3の一部
（別図のとおり）

2 規則第九条第一項第二号の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) 砒素及びその化合物
- (2) ふっ素及びその化合物

3 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) 砒素及びその化合物
- (2) ふっ素及びその化合物

(別図)



